

# 倉敷市下水道排水設備指定工事店の新規の指定について

倉敷市下水道排水設備指定工事店の指定を受けようとする方は、次のとおり手続きを行ってください。

## 1 指定工事店になるための要件

---

申請者が次の(1)から(5)のいずれにも適合していることが要件となります。

- (1) 下水道排水設備工事責任技術者を選任している
- (2) 工事の施工に必要な機械器具(管の切断用、測量用、掘削用、埋戻し用)を有している
- (3) 岡山県内に営業所がある
  - ※登記事項証明書又は固定資産税評価証明書が取得できない建物の営業所や、県営・市営住宅では指定工事店として認められません
- (4) 市町村税、下水道使用料及び下水道事業受益者負担金・分担金の滞納がない
- (5) 次のいずれにも該当しない
  - ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない(法人の場合は代表者)
  - イ 指定工事店としての指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過していない
  - ウ 責任技術者に係る登録を取り消された日から2年を経過していない(法人の場合は代表者)
  - エ その業務に関し、不誠実な行為等をするおそれがある、又は精神の障害により業務が困難
  - オ 法人であって、その役員のうちアからエまでのいずれかに該当する者がいる

## 2 指定工事店としての指定期間

---

指定期間 指定日～次回更新日の前日

## 3 申請受付期間・場所

---

下水普及課にあらかじめ連絡のうえ、次ページに記載の申請書類等を提出してください。

受付期間 随時（土・日曜日、祝日を除く）  
午前8時30分～午後5時15分

受付場所 倉敷市役所本庁舎8階 下水普及課（倉敷市西中新田640番地）

- ※ 各支所での受付はできません
- ※ 郵送による申請は受け付けません

[次ページへ続く](#)

## 4 申請書類等

---

官公庁で発行される書類については、すべて原本で、発行日が3か月以内のものを提出してください。書類はすべて揃ったものしか受付できません。

- (1) 下水道排水設備指定工事店指定申請書(様式第1-1号)
- (2) 誓約書(様式第5号)
- (3) 代表者の住民票
- (4) 履歴事項全部証明書(法人のみ)
- (5) 最新の定款の写し(法人のみ)
- (6) 営業所の平面図及び付近見取図(様式第2号)
- (7) 機械器具調書(様式第3号)
- (8) 責任技術者名簿(様式第4号)
- (9) 責任技術者証の写し(両面で責任技術者全員分)
- (10) 兼任状況報告書(責任技術者が岡山県内の同一法人に属する複数の営業所で兼任する場合のみ)  
(様式第11号)
- (11) 選任する責任技術者の雇用関係を証する書類の写し(代表者のみが選任の場合不要)
  - 健康保険被保険者証(国民健康保険被保険者証、マイナ保険証は不可)
    - ※被保険者等記号・番号及び保険者番号が判読できないよう塗りつぶす等すること
  - 確認済の被保険者標準報酬決定通知書
  - 従業員全員の源泉徴収簿(賃金台帳でも可)及び所得税納付額領収書  
など勤務先事業所名が記載されているもの1つ
- (12) 代表者の最新の納税証明書または完納証明書
  - ※最新年度分の表示できる市税すべてで発行すること
- (13) 法人の最新の納税証明書または完納証明書(法人のみ)
  - ※最新年度分の表示できる法人税すべてで発行すること
  - ※営業所のもので、発行できなければ本社のもを発行すること
- (14) 営業所土地及び建物の固定資産税評価証明書 または 登記事項証明書
  - ※法人で証明書が個人名義や賃貸、または個人で証明書が他人名義や賃貸の場合は賃貸借契約書の写しも提出すること。賃貸借契約書の無い場合は、土地・建物利用承諾書または土地・建物借用確約書を作成して写しを提出すること
- (15) 写真帳
  - ※できるだけデジタルカメラで撮影し、A4用紙1枚につき3つのカラー写真を載せること
  - ※写真帳の余白に、各写真の説明書きを記入すること
- (16) チェックシート(すべてにチェック済みのもの)
- (17) 申請手数料 10,000円(手数料は返還できません)

申請・お問い合わせ先

倉敷市下水道部下水普及課 排水設備係

TEL 086-426-3561

FAX 086-425-5645